

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 3

### ◇ 規 則

- 北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 4

### ◇ 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 5

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部施設課】 6
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 10

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、条例において引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名及び条項を改める等の規定の整備を行うことにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにした。

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月 13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 36号

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

北九州市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24年北九州市条例第 12号）の一部を次のように改正する。

第 13条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）」に改め、同条第 1項中「市長は、規則で定めるところにより、」及び「申請、」を削り、「ついて」を「ついては、規則で定めるところにより」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3条第 1項」を「第 6条第 1項」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第 2項中「市長は、規則で定めるところにより、」を削り、「ついて」を「ついては、規則で定めるところにより」に、「情報通信技術利用法第 4条第 1項」を「情報通信技術活用法第 7条第 1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第 3項中「市長は、規則で定めるところにより、」を削り、「ついて」を「ついては、規則で定めるところにより」に、「情報通信技術利用法第 5条第 1項」を「情報通信技術活用法第 8条第 1項」に、「の縦覧等を」を「により」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第36号

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和元年北九州市条例第36号）の施行期日は、令和元年12月16日とする。

北九州市告示第 284 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和元年 12 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
かたえ整形外科・リウマチ科	北九州市小倉北区真鶴二丁目 10 番 5 号	令和元年 12 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
こくら調剤薬局湯川店	北九州市小倉南区湯川一丁目 4 番 3 号	令和元年 12 月 1 日
サン薬局 曾根店	北九州市小倉南区東貫二丁目 2 番 8 号	令和元年 12 月 1 日
サン薬局 徳力店	北九州市小倉南区南方四丁目 8 番 28 号	令和元年 12 月 1 日

3 訪問看護ステーション等

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ゆうひ訪問看護ステーション	北九州市小倉南区若園三丁目 15 番 40 号	令和元年 12 月 1 日

## 北九州市公告第530号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年12月18日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市新門司工場他1工場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期限 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地

北九州市新門司工場

北九州市八幡西区夕原町2番1号

北九州市皇后崎工場

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年1月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日から令和2年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 この公告の日から令和2年2月10日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所においてこの公告の日から無償で交付する。

なお、電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に連絡すること。

#### (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

#### (4) 質問は、令和2年2月5日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それら以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

#### (5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年1月17日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年1月17日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年2月10日午後5時までに必着のこと。

#### (7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和2年2月12日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2184

FAX 093-582-2196



電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :  
Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City and  
other 1 Incineration Facility
- (2) Deadline of Tender (by hand)  
10:00a.m., Feb 12, 2020
- (3) Deadline of Tender (by mail)  
5:00p.m., Feb 10, 2020
- (4) For further information, Please contact :  
Facilities Management Division, Resource Circulation Department,  
Environment Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 5 3 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 1 2 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）